九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）					
九四〇一・七九	アップホルスターのもの					
九四〇一・八〇	その他のもの					
九四〇一・九〇	その他の腰掛け					
	部分品					
	革製のもの					
	その他のもの					
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品					
九四・〇三	その他の家具及びその部分品					
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート					
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）					
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物					
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品					
第九六類	雑品					
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）					
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品					
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）					
九六〇四・〇〇	手ふるい					
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）					
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク					
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品					
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）					
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク					
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）					
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベル印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット					
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わない。）					
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）					
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品					
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品					
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド					
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）					
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの					
第九七類	美術品、収集品及びこっとう					

附属書二　品目別規則

1　この附属書に定める品目別規則及び附属書三の付録の規定の適用上、

(a)　「ＬＶＣ四十パーセント」とは、第二十七条に定める計算式を用いて算定する産品の原産資格割合が四十パーセント以上であって、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

注釈　この附属書の規定の適用上、第二十七条2(a)の規定を適用する。

(b)　「ＣＣ」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(c)　「ＣＴＨ」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(d)　「ＣＴＳＨ」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(e)　「ＷＯ」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。

(a)　統一システムの第〇九〇一・二一号、第〇九〇一・二二号、第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のＦＯＢの七パーセント以下の場合

関税率表番号	品名	品目別規則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）		
第一類	動物（生きているものに限る。）	ＣＣ
第二類	肉及び食用のくず肉	ＣＣ（第一類からの変更を除く。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	ＣＣ